

相続ニュース

Vol.0067

2015年4月20日(月)

担当：MS事業部 玉井

〒460-0002 名古屋市中区丸の内 3-22-21

損保ジャパン日本興亜名古屋ビル1F

ASK 税理士法人

TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

代償分割のおさらい

はじめに

相続財産の大部分が、親の家だという方も多くいらっしゃると思います。そういう方は代償分割という制度を使うとトラブルを回避できる可能性があります。代償分割について、おさらいしていきましょう。

代襲相続とは

代償分割とは、相続財産(遺産)を相続人の間で分割せず、特定の相続人が特定の遺産を分けもらい、その代わり、その者の財産を他の相続人に与える分割方法を言います。遺産分割は死亡者の財産を分けることが多いが、居住用財産や事業用財産の中には分割が困難なものがあり、そのような場合に代償分割の方法が行われる。一言で、言うとなんか分けることができない財産を分けるときに使う手段をいいます。

三兄弟の場合の例

6,000万円の親の家を、三兄弟が相続する場合、長男が親と住んでいたら、長男はその家を相続して住み続けます。次男、三男は、家を貰えず、不公平だと感じます。しかし、長男に「家を売ってでも、家を1/3分ける！」とまでは現実的に言いづらいものです。そこで、代償分割という手段を使い、長男が次男、三男に現金で2,000万円ずつ渡して、納得してもらいます。

軽視すると贈与税がかかる

単純に分け前を分けているので、当たり前のような話ですが、単純に長男から次男、三男に2,000万円渡すと、贈与とみなされて贈与税が、700万円近く発生してしまいます。遺産分割協議書に代償分割したことを記載しないと贈与したことになってしまいますので、きちんと公平に分けたから問題ないと軽視しないように注意してください。

